

学校評議員制度

1. 学校が保護者、地域住民の信頼と期待に応えるために家庭及び地域と協力して子供達の健やかな成長をはかり、他方、より一層、地域社会に開かれた学校を実現するため地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度化したものであります。(平成12年4月1日施行)

従って、この制度には新規であるため、モデルとなるべきものがないため従来の視野に固執したり固定的人選を繰り返すと旧来型の延長線になる怖れがある事に注意しなければなりません。

2. 期待される効果

この制度は、校長が学校外の意見を聴取する事によって

- ・保護者や地域社会の意向を把握し、それを反映した適切な教育を実現する事。
- ・教育の専門家でない保護者や地域社会からの協力を得る事。
- ・学校の自主性、自律性を確保する事によって特色ある学校づくりを進める事。
- ・学校としての説明責任を果たしていく事。

さらに具体的には

- ・新学習指導要領が画く体験的な学習、問題解決型学習などいわゆる総合的学習を充実する事。
- ・地域ぐるみで子供を育む事によって社会生活のルールを重視し、さらに正義感、倫理観、そして思いやりの気持ちを高揚させる事。
- ・学校行事と地域行事の合同開催によってボランティアの活動を進める事。

3. 仕組

- ・この制度は法による強制ではなく教育委員会（都府県単位と市町村単位とがある）の判断によって学校ごとに設置されます。(この場合、重複する組織のあることに留意)
- ・評議員は、校長の求めに応じて学校運営について意見を述べます。
- ・評議員は、教育についての理解と識見を持つ者から校長の推薦により教育委員会が委嘱します。

尚、私立学校はそれぞれの学校法人の判断により、設置の可否を決める事になります。

以 上